

## 大阪府新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者宿泊施設等確保事業補助金交付要領

### (目的)

第1条 府は、公衆衛生の向上及び医療従事者の勤務環境の向上を図るため、予算の定めるところにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等を入院させるに当たって、患者対応に伴い深夜勤務となる医療従事者の宿泊施設確保等を行う医療機関に対し、大阪府新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者宿泊施設等確保事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

### (補助事業者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、府の要請に基づき新型コロナウイルス感染症患者等を入院させる医療機関のうち、知事が適当と認めるものとする。

### (補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第1条の目的を達成するために補助事業者が、医療従事者の業務が新型コロナウイルス感染症患者等の対応のため深夜に及んだ場合、若しくは医療従事者が基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等に利用するため、宿泊施設及び住居の借上げを行う事業とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条の補助事業を行うために必要な経費であって、別表1及び別表2に定める経費のうち、大阪府知事が必要かつ適当と認めるものとする。

2 別表1に定める経費の対象となる経費は、令和2年4月1日から令和2年8月31日までの間に発生する経費とし、別表2に定める経費の対象となる経費は、令和2年9月1日以降に発生する経費とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表1及び別表2の第4欄に定める補助上限額と対象経費を比較して低い方の額を選定し、府の予算の範囲内で交付するものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による申請は、次に掲げる書類を知事が定める日までに提出することにより行わなければならない。

(1)大阪府新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者宿泊施設等確保事業補助金交付申請書(様

式第1号)

- (2) 要件確認申立書 (様式第1-2号)
- (3) 暴力団等審査情報 (様式第1-3号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(経費等の内容変更等)

第7条 規則第6条第1項第1号及び第2号の規定による知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費の総額に対して20%以内の増減を伴う経費の配分又は事業内容の変更とする。

- 2 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者宿泊施設等確保事業補助金経費(事業)変更承認申請書(様式第2号)に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業の内容の変更により交付決定の額を変更する必要がある場合は、前項の例によりすることができる。
- 4 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者宿泊施設等確保事業補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (2) (1)の規定による報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、補助事業者は直ちにその指示に従わなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (4) 知事は、補助事業者が規則第5条の規定による補助金の交付決定の前に行った事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。ただし、令和2年4月1日以降に執行した経費に限る。
- (5) 補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する団体の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき申告しなければならない。また、当該仕入控除税額の全部又は一部は、府に納付しなければならない。

第9条 補助金の交付を申請した者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請書を取り下げることができる。

2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、大阪府新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者宿泊施設等確保事業補助金実績報告書(様式第4号)を、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の額の確定通知を受け取った日以後、速やかに大阪府新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者宿泊施設等確保事業補助金交付請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(立入調査)

第12条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、本府職員にその事務所、施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の返還等)

第13条 知事は、補助金の交付を受けた補助事業者が、以下(1)から(4)のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付決定にあたり、規則第6条第2項の規定により知事が附した条件を順守しなかったとき
- (2) 正当な理由なく補助金の検査等を拒否したとき
- (3) 補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき
- (4) 虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

(他の補助金等との重複の禁止)

第14条 この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附則

この要領は、令和2年8月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表1（令和2年4月1日から令和2年8月31日まで）

1 補助事業	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
大阪府新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者宿泊施設等確保事業	宿泊等経費 （1室当たり） 4,000円/日	宿泊施設及び住居の借上げ等に要する経費	10分の10  ただし、1か月あたりの補助上限額は、下記計算式にて算定した金額とする。  補助事業者が借上げた宿泊施設等施設の室数×4,000円

別表2（令和2年9月1日以降）

1 補助事業	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
大阪府新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者宿泊施設等確保事業	宿泊等経費 （1室当たり） 4,000円/日	宿泊施設及び住居の借上げ等に要する経費	10分の10  ただし、1か月あたりの補助上限額は、下記計算式にて算定した金額とする。  （対象月における軽症・中等症病床の延べ運用病床数×3＋対象月における重症病床の延べ運用病床数×6）×4,000円

※重症病床とは、人工呼吸器を使用して重症の新型コロナウイルス感染症患者等の入院のために確保する病床のことをいう。